



Title	廃棄物政策における市民参画
Author(s)	中井, 昭文
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45692
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 なか い あき ふみ
中 井 昭 文

博士の専攻分野の名称 博 士 (法 学)

学 位 記 番 号 第 1 9 1 6 0 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 17 年 3 月 25 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当
法学研究科法学・政治学専攻

学 位 論 文 名 廃棄物政策における市民参画

論 文 審 査 委 員 (主査)
大阪大学教授 村上 正直

(副査)
大阪大学教授 高橋 明男 大阪大学教授 松本 和彦

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は処理施設の建設紛争を、その解決手法の一つとされる市民参画に焦点を置き、国法、自治体における施策の種々、そして裁判所の判断を素材として、処理施設に関する廃棄物行政と市民参画の両者の接点を取りだし、分析を試みた上で、その解決策を論証するものである。

まず、第一章では、廃棄物行政分野による市民参画の機能と手法について検討する。廃棄物処理法が十分に機能していない中で、廃棄物処理施設を建設するには周辺住民といかにして合意を形成するかということが重要であり、市民参画が論じられる施設建設においていくつかの参加手法について考える。

続いて、第二章では、市民参画への自治体の工夫について検討する。市民参画が叫ばれる中で、自治体は、廃棄物の規制権限の関係で、国や業者あるいは住民との間で苦悩している。このような状況に置かれている自治体は、自主条例、指導要綱ないし協定手法といった自治体施策でカバーしてきたが、これら自治体の自主条例で規制したりする場合など、かかる判例をみながら考察する。

これらを踏まえた上で、第三章では、市民参画による紛争予防として、廃棄物処理法と条例や個別法、紛争調整制度を組合わせた法システムの必要性について提案する。自治体は、法律により命ぜられた任務および法律目的を十分に認識し、自治体の環境条件、市民・事業者の意向、現実の行政能力などを踏まえて市民参画を実践していくことが、結果的には紛争予防となり廃棄物処理施設建設につながることを論証する。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

中井氏の論文は、産業廃棄物の処理施設の設置をめぐる法と政策に関し、これを市民参画との関連において分析し、解決策を提示するものである。中井氏は、現職の地方自治体職員であり、産廃施設の建設の必要性和、その建設について住民の理解を得る必要性のはざまにあつて、その解決策を模索せざるを得ない立場にある。中井氏は、その解決策を、行政と産廃業者、住民のそれぞれの利益を調整する制度としての、産廃施設の設置過程における市民の参加に求める。端的に言えば、廃棄物処理施設を建設するためには周辺住民の理解を得ることが重要であり、それを得る制度としてどのような制度を構築する必要があるのか、ということである。本論文は、このような問題意識に基づいて、

現実的な問題解決策を提示するものである。以下、本論文の構成と概要を示し、評価を行う。

本論文の第1章において、中井氏は、国法レベルの「廃棄物処理法」が十分に機能していないという評価を前提に、廃棄物行政分野における市民参画の方法に関して、国及び自治体レベルでみられる種々の制度を整理し、その意義と限界を概観する。

第2章では、第1章で指摘された問題点を前提として、地方自治体レベルにおける解決策としての、条例その他の種々の方法を論じる。中井氏は、行政と、民間業者及び市民の三者の間にどのような利害調整が図られるべきなのかを、条例や、指導要綱、協定などの種々の手法を論ずる。

第3章では、以上の分析を踏まえた上で、市民が参加することによって、産業廃棄物をめぐる紛争を事前に解決する方法が重要であるとする観点から、廃棄物処理法と条例や個別法、紛争調整制度を組合わせた法システムが必要であるとして、特に、自治体の役割について具体的な指摘と提言を行う。

中井氏の論文は、総じてみれば、産業廃棄物施設の建設をめぐる法と政策に関する主要な諸論点を提示し、そのそれぞれの論点に関して検討を加えるものであり、その意味で、この論文は包括的かつ網羅的であると評価することができる。中井氏が現職の地方自治体職員であることを考慮すれば、同氏の博士論文は、そこで示された論点のそれぞれに関する解決策を、地方自治体の現場で具体的に提示していくために必要不可欠の作業であるとみることができる。また、学問的にみても、この論文は、日本の憲法学及び行政法学の今日の理論状況を踏まえたものであり、種々の学説や判例を咀嚼して議論を進めており、一定の学問的水準をもつものであると認められる。

ただ、中井氏の論文には、学問的分析として深みを欠くところが散見される。しかし、中井氏は、これを自覚し、今後とも研究を継続する意思を示しており、これは、むしろ今後の研究の発展を期待させるものである。また、中井氏の論文が提示する、現実問題の解決に関する具体的な提言にも聞くべきものがあり、本論文の成果を踏まえて、中井氏が地方自治体の現場において、より深い考慮に基づいて諸施策を立案し、実施し、それによって、住民の利益の促進に資するようになることも十分に期待することができる。

以上の理由により、審査委員は、中井氏が自立した研究者に相当する学力を有し、それに相応する業績であると認めるとともに、今後も研鑽を重ねることにより、この分野の地方自治体の行政の発展にも寄与することが期待されるため、その全員一致の判断により、同氏に博士号を授与することが相当であると判断する。